

令和5年度 第2回大阪府障がい者自立支援協議会 議事録

開催日時：令和6年3月26日（火） 午後3時～午後5時

会場：大阪赤十字会館 301会議室

出席委員

大竹 浩司	公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長
片山 泰一	大阪大学大学院教授
上林 孝子	公益社団法人 大阪府看護協会 副会長
北村 友隆	社会福祉法人 和光福社会 法人事務局長
黒田 隆之	桃山学院大学 社会学部 教授
小尾 隆一	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 常務理事
潮谷 光人	東大阪大学 こども学部こども学科 教授
新宅 治夫	大阪公立大学大学院 医学研究科 障がい医学・再生医学寄附講座 特任教授
谷口 泰司	関西福祉大学 社会福祉学部 教授
辻 博文	医療法人清風会 茨木病院 法人事務局長 兼 診療支援部長
(大阪府障がい者相談支援アドバイザー)	
辻井 誠人	桃山学院大学 副学長兼社会学部 教授
寺田 一男	一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 会長
納谷 敦夫	なやクリニック 副院長
原 順子	四天王寺大学 人文社会学部人間福祉学科 教授
平野 貴久	社会福祉法人 北摂杉の子会 地域生活支援部統括部長
南 大介	岬町 しあわせ創造部 地域福祉課長

令和5年度 第2回大阪府障がい者自立支援協議会

○事務局

定刻となりましたので、ただ今から「令和5年度第2回 大阪府障がい者自立支援協議会」を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、会議の開会に先立ち、福祉部障がい福祉室長よりご挨拶申し上げます。

○事務局

大阪府障がい福祉室長の田中でございます。令和5年第2回大阪府障がい者自立支援協議会の開催にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。本日は、ご多忙の中、当協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より、大阪府の障がい福祉行政の推進に格別のご理解・ご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、本日の協議会では、本協議会による地域支援の取り組み、各部会の活動状況を報告させていただきます。また、昨年度協議会としてまとめていただいた「地域における障がい者等への支援体制」を踏まえ、入所希望者を含めた地域移行への働きかけが重要との認識から、施設入所の待機者に関する実態調査を実施しましたので、その調査結果等に関する説明をさせていただきます。

大阪府としては、今後、その調査結果等を踏まえ、このあと説明する事業を中心に、来年度以降の府の取り組みを実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

委員の皆さまには、当協議会での議論が有意義なものとなりますよう忌憚のないご意見・ご提案等をいただきますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

本日ご出席の委員の皆様につきましては、お手元の出席者名簿に沿って紹介させていただきます。

(委員紹介)

本日は委員数28名のうち、16名のご出席をいただいております。

大阪府障害者自立支援協議会規則（以下「協議会規則」と呼ばさせていただきます。）第5条第2項の規定により、委員の過半数の出席をもちまして、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、事務局ですが、障がい福祉室関係課が出席をしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に移ります前に、お手元の資料の確認をお願いします。

(資料確認)

それでは大阪府附属機関条例及び協議会規則に基づき本協議会を運営してまいりたいと存じますのでよろしくお願いします。

なお、本協議会は、運営要綱の規定により、「原則公開」としております。

個人のプライバシーに関する内容について、ご議論いただく場合は、一部非公開ということで、傍聴の方にご退席いただくこととなりますので、プライバシーに関わるご発言をされる場合は、お申し出ください。

また、この会議では、手話通訳を利用されている委員がおられます。

情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、ゆっくり、かつはっきりとご発言をお願いいたします。

それでは、協議会規則第5条に基づき、本日の議長を会長をお願いいたします。

会長、議事進行をよろしくお願いします。

○会長

それでは、次第に従いまして協議に入ってまいりたいと思いますが、その前に、部会の委員の方々の交代がございましたので、ご報告をさせていただきます。協議会規則第6条第2項の規定に「部会に属する委員等は、会長が指名する。」とされており、私から指名させていただきました。各部会の名簿を配布させていただいておりますので、ご参照ください。網掛けしている方が交代された委員でございます。

よろしいでしょうか。

それでは、お手元の次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。

まずは、議題1「大阪府障がい者自立支援協議会による地域支援の取り組みについて」、こちらは資料1になりますが、まずは事務局から説明をお願いできますでしょうか。

○事務局

障がい福祉企画課でございます。事務局よりご説明いたします。

資料1をご覧ください。

大阪府障がい者自立支援協議会では、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援を通じた、地域における障がい者支援のバックアップを主に協議しております。

協議会の具体的な取り組みとして、平成29年度より、地域自立支援協議会についてヒアリング等で現状を把握し、課題や対応策を整理した上で、課題解決のため、大阪府障がい者相談支援アドバイザーを派遣し、助言等による後方支援を実施しております。

現在の派遣状況ですが、令和4年11月より羽曳野市、同年12月より泉大津市・忠岡

町、令和6年1月より池田市にそれぞれアドバイザー派遣を実施しております。

下表の「今後の方針（案）」にありますように、今回は派遣の終了と、次年度の継続派遣についてご意見をいただきたいと思います。それでは順に各市の状況についてご説明させていただきます。

2ページの別紙をご覧ください。アドバイザー派遣の実施状況の報告でございます。

継続派遣している羽曳野市の実施状況でございます。まず羽曳野市へ派遣した経緯・理由でございますが、基幹相談支援センターの設置の検討に伴い、地域自立支援協議会の運営体制やその要となる相談支援体制の状況及び今後の方向性を確認することにより、市の実情に応じた適切な相談支援体制が整備できるよう、協議会の運営を支援すること。

また、協議会を通じた関係機関のネットワークの構築やスーパーバイズの機会の設置に向けて、相談支援体制に係る助言を行うこととさせていただきます。

具体的な支援内容でございますが、市の相談支援体制の現状、例えば、計画相談支援対象者数、協議会の運営状況等を詳細に聞き取ることにより、地域の状況を把握するとともに、基幹相談支援センター、地域自立支援協議会、主任相談支援専門員との関係等を説明し、今後市の相談支援体制を整理できるよう助言を行いました。

その後、アドバイザーは、地域アセスメントを実施した結果から導き出された相談支援体制等を検証した上で、その課題案及び解決案を提示するとともに、市、委託相談支援事業所との間で意見交換を行いました。

3ページをご覧ください。市、委託相談支援事業所に対し、「基幹相談支援センター等の機能と役割」についての講義を実施するとともに、その内容を踏まえ、アドバイザーから相談支援事業の三層構造における役割をイメージしやすいよう具体例を示した上で、市の相談支援体制の役割を整理しました。

また、委託相談支援事業所が、相談支援をする上での課題について、具体的な事例を用いて、それぞれ解決方法等を検討しながら、相談支援事業の三層構造の役割整理のイメージについて同じ認識がもてるような支援を行いました。

また、全体会の参加者が協議会の役割を再認識して、地域の現状や課題などの情報共有ができるよう、全体会においてアドバイザーが、協議会の役割について講義しました。

派遣の効果としましては、先程の助言等を踏まえ、相談支援事業の三層構造を整理したことにより、基幹相談支援センターの設置を含め、今後の市の相談支援体制の充実・強化につながりました。

また、派遣の結果、「はびマネ」（羽曳野市ケアマネジメントネットワーク会議）が設立されました。この会議体では、市の相談支援体制について引き続き議論することにより、構成員である主任相談支援専門員が中心となってスーパーバイズが実施され、相談支援の質の向上が期待できます。

今後の方針としましては、当初の派遣目的が一定達成されたため、令和5年度をもって派遣終了としたいと考えております。令和6年度以降は本協議会からの派遣とは別で、基幹相

談支援センターの設置後、その運営に関する助言も必要に応じて行う予定です。

4ページをご覧ください。地域自立支援協議会を共同で運営している泉大津市と忠岡町でございます。

派遣理由としましては、協議会の参加者全員が主体的に参加し、共通の目標を持って地域課題の解決に取り組んでいけるよう、協議会の目的や役割・機能の理解を促進すること。

次に、基幹相談支援センターの設置を含めた相談体制全体の見直しを図るとともに、協議会の運営方法等について検討を行う。また、地域課題の抽出方法や抽出した課題を解決していけるよう、協議会の仕組みの構築等の助言を行うこととございます。

具体的な支援内容でございますが、基幹相談支援センターの設置に向けた相談支援の役割を明確化する必要があることから、地域アセスメントの実施を提案した上で、まずはそれぞれの行政担当者に、アドバイザー作成の地域アセスメント様式を用いて、地域アセスメントを実施後、同様に相談支援専門員(委託相談支援事業所)からも地域アセスメントを実施しております。

なお、基幹相談支援センターは共同ではなくそれぞれの市町で設置を検討していること、協議会の運営を議論する前に相談支援機関の役割分担の明確化を図る必要があることを踏まえ、基幹相談支援センターの設置の見通しが立てば、協議会運営について検討を再開していくことを提案しております。

今後の見通しとしては、引き続き、地域アセスメントを実施した上で、その結果から導き出された相談支援体制等の課題等の共有化を図り、課題解決の仕組みの構築について助言を行うこと、また、これを踏まえ、協議会参画者等に対する協議会の役割・機能を共有し、地域自立支援協議会の体制整備についての助言を行っていくことを考えております。

以上より、引き続き令和6年度もアドバイザー派遣を継続したいと考えております。

次に池田市でございます。6ページをご覧ください。

派遣した理由としましては、まずは、地域自立支援協議会の目的や役割・機能の理解を促進すること。

次に、アドバイザーが実情を把握した上で、基幹相談支援センターを中心に地域自立支援協議会の運営方法の改善等について検討を行い、相談支援連絡会で取り扱う個別課題からの地域課題の抽出や、抽出した課題の解決に向けた地域自立支援協議会の仕組みの構築等の助言を行うことを考えております。

具体的な支援内容でございますが、令和6年1月、初回の打合せにおいて、市及び基幹相談支援センターより、現在の協議会の状況と今後の派遣に向けたスケジュール案等を確認した上で、協議会運営に係る課題をヒアリングしました。

課題としては、様々な地域課題に対して、会議数が多く、委員も同じ顔触れが目立ち、協議会に参加する委員の負担が大きい。また、部会においては、就労系と生活介護のように事業形態が異なる事業所が参加するため、課題意識にバラつきがあり、今後の取り組みについて集約が難しく、部会運営に苦慮していること等が挙げられました。

アドバイザーからは、現在の協議会の運営状況を踏まえると、ある程度運営会議で整理した上で協議会の構成員間で、協議会の目的や役割・機能を再確認する必要があることを助言しました。

今後の見通しですが、他の協議会の運営会議の構成員に対しても、現状の問題意識のヒアリングを実施するとともに、運営会議において、地域の事業所に対し、「協議会に関するアンケート」の実施を提案する予定です。

以上より、引き続き令和6年度もアドバイザー派遣を継続したいと考えております。以上でございます。

○会長

ありがとうございました。アドバイザーとして、本日もご欠席でございますが、委員が羽曳野市、泉大津市・忠岡町に派遣されておられます。また、本日も出席の委員が池田市に派遣されているとお聞きしています。委員の方から、さきほどの事務局の説明に補足等がございましたら、お願いいたします。

○委員

はい、今説明があった通りですが、アドバイザーをしております。

報告では1回目の派遣の内容が報告されていましたが、ちょうど1週間前に2回目の派遣で池田市に行ってまいりました。

1回目と同じように、そのときに来られていなかった運営委員の方に対して、協議会での悩みであったり、現状、何を課題として思われているのかという話を聞かせてもらいました。1回目とほぼ同じなんですけど、運営委員会にはそれぞれ部会の長が参加されて、その方たちが運営委員として協議会を回されています。

やはり特徴的だったのが、部会をして、その部会に参加されている色々な方たちから色々な声が出てきますが、たくさん上がってくる声に対して、それを協議会にどのように上げて、それをどんなふうに解決の方向に結びつけて、皆さんの方にどう返していくのかということに非常に悩まれており、その手法がわからないということがありました。そういったことを繰り返していく中で、皆さん忙しい中、部会に参加されているので、だんだんそういった答えが出ない中で、形骸化していくというのが特徴的だなと思いました。

これは池田市に関してですが、1回目に参加された方たちが2回目も出ていますが、例えば部会でこんな声が出ていたものも協議会で取り上げてもいいのでしょうかとか、こういったことが形になったら、もしかしたら面白いかもしれないねという風に、1回目と2回目で少し感じが変わっていきました。

そのため、1回目のときに、協議会ではこういったこともできるんですよという話を私がさせてもらった内容を考えられて、やっぱり協議会っていろんな可能性があるんだという風に考え方が変わられたので、ちょっとしたきっかけで皆さんきちんと回り始めるのかな

という印象があります。

これは池田市に限らないのですが、多くの市に私も行かせてもらいましたが、前回もこの場でもお話をさせてもらいましたが、当初の立ち上げ支援と今の状況の違いを考えると、当初協議会というのは立ち上げをしないといけないということで、官民共同で色々な市町村で立ち上がりました。

それが年数が経てくると、市の担当者も変わる、事業所の担当者も異動になり、変わっていくということで、協議会という開催するものは残るが、そこを回す人間がどんどん変わっていくとやり方がわからなくなって、会議だけが続けるということが残ってしまっています。最初に派遣されて、見させてもらおうと、どこの形骸化している市でもそうですが、行政の報告会のようなもの、議事録があって淡々と一方的に報告されて、皆さんが聞いて帰る、という場が変わってしまっている。

それだと、協議会をやってはいるけれども、課題も上がってこないし、時間だけが過ぎていくということになってしまいます。私自身が考える協議会というのは、やはり議論する場だと思っています。その市の中で、その地域の中で色々な取り組みをされている行政の方であったり、事業者の方たちが膝を突き合わせて、ああだ、こうだと意見交換をそこで議論していく中身がまさしく協議会の成果物ですので、それが出されなかったらいつまでたっても課題解決はできないかなと思っています。私が派遣される中で、ケアマネジメントの手法を使いながら相談支援と同じ形で入っていくんですけども、皆さんの持っておられる、そのバックボーン等を考慮しながら、皆さんの持っているいいところをどんどん出していく中で、ストレングス視点でいい部分を皆さんに出してもらって議論してもらって、そういう議論するエンジンというものを作るというのを一番の目標として関わらせてもらっています。

課題としてはこの羽曳野市もそうだったのですが、一つの市町村に派遣されると非常に長い期間の間、派遣されるという年単位になってくるということがあります。そのため、1人のアドバイザーだけで行ってしまうと、継続して何年もというのが難しくなる場合もありますので、最近では特に府のこの協議会で決まった派遣先については2名体制でアドバイザーが行かせていただくということで、どちらかが事情で行けなくなったときはもう片方のアドバイザーがフォローするという形で体制整備を図れたらと思っています。

長くなりましたが、以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。市ごとに抱えている課題も違いますし、それに柔軟に対応していただくアドバイザーの方の負担は本当に大変なものかなと思います。

それではただいまの事務局の説明、それから委員の補足説明につきまして、皆様方から何かご意見ご質問等はございませんでしょうか。

○委員

ご説明ありがとうございます。

今日のご欠席ということですが、泉大津市・忠岡町のところでお伺いしたいのですが、泉大津市と忠岡町はどちらもそれほど大きな規模の自治体ではなく、いつも福祉に限らず忠岡町と泉大津市は共同で何かをやっているということが多いのかなと思います。資料や説明で、自立支援協議会の方も共同で運営しているということをお伺いしたんですけれども、その協議会の運営の要となる基幹相談支援センターの設置について検討されているということですが、基幹相談の方は共同ではなくて、それぞれ忠岡町と泉大津市で別々に設置すると書かれてありました。自立支援協議会は共同でやっているのに、今後それを運営する基幹相談は別々に設置するというので、この自立支援協議会自体もどちらの方向に向いていくのか、それとも今はまだ整理の段階なのか、何か他にも共同でされているところももしかしたらあるかもしれないので、参考までに状況を伺いできればと思います。お願いします。

○会長

こちらはでしょうか。事務局で、他市の状況も含めて、もしわかるようでしたらお答えいただけますでしょうか。

○事務局

他市の状況というのは、なかなかわかりかねるところがあるんですけども、泉大津市・忠岡町の現状についてご報告させていただきます。

泉大津市・忠岡町は、確かに協議会を一緒にやっているのですが、基幹相談支援センターの設置はそれぞれで考えておまして、設置時期もずれた形で今は考えていると聞いています。

泉大津市が先に設置して、その後忠岡町が設置されると聞いています。

時期がまずずれているというところと、泉大津市が設置する基幹相談支援センターというところ、当然泉大津市内の事業所でやっていただくと思いますが、そこに忠岡町の方までお願いできるのかというのが、現状まだわからない状況というのもございます。そのため、今はバラバラに動いているような状況です。実際、忠岡町自身が、今後どう考えるかというのをまだ聞いていない段階なので、今後アドバイザー派遣の際にしっかりと聞いていきたいと考えております。以上です。

○会長

そうですね。事務組合を作るなどいろんなこともあるんでしょうけれども、なかなか協議会と基幹相談支援センターをどう役割分担していくかや連携していくかというのは今後の課題になってくようかと思います。

ただいまの回答について、大丈夫でしょうか。

その他、皆様方からご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委員の補足にありましたけれど、創業と守成どちらが難しいか、これはもう比べられません、やはり形骸化していくというのは必ず組織につきまとうところであり、一体いつになったら終わるのかというところがあるかと思いますが、本当にこのアドバイザーの事業は、私は他府県の人間ですけれど、府のこういった動きってとても大事ななと思います。

やっぱり身近な運営主体である市町村、その自立支援協議会が活性化していただくということが結果的には、地域住民の方々の福祉の向上に役に立つと思いますので、大変かと思いますが、よろしく願いいたします。

もしご異議がないようであれば、ただいまの説明の通り羽曳野市については当初の派遣目的は一定達成されたということから、羽曳野市に対してのアドバイザー派遣は令和5年度をもって終了。

そして泉大津市及び忠岡町、池田市につきましては令和6年度も引き続き継続派遣ということで決定したいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

○各委員

異議なし

○会長

それでは決定させていただきます。

それでは資料1引き続き、地域支援の取り組みということで地域自立支援協議会の情報交換会、こちらにつきまして事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

○事務局

引き続きまして、障がい福祉企画課よりご説明させていただきます。

地域支援のもう一つの取り組みとして実施している地域自立支援協議会情報交換会についてご説明いたします。7ページをご覧ください。

情報交換会は、協議会の構成メンバーを対象として、研修会の実施や好事例の共有、意見交換等を行うことで、協議会の活性化を目指すために、定期的に年2回実施しています。

第2回の情報交換会は本年2月20日に開催し、約30市町村約60名の方に参加していただきました。

情報交換会の内容としましては、本協議会でもご意見等いただいていること等を踏まえ、「65歳到達にかかる介護保険制度への移行に向けた取り組み」について国からの通知などの行政説明をおこない、続いて市町村における好事例として、門真市の基幹相談支援センター職員により、具体的な取り組み内容を発表していただきました。その後、1グループ8名程度の少人数にわけ、計8グループがそれぞれ情報交換いたしました。

最後に各グループで議論いただいた内容を発表いただき、参加者全体で情報の共有を図りました。

参加者からは、「門真市の事例は非常に参考になった。介護支援専門員と相談支援専門員の連携強化について、自身の市町村でも取り組みを検討したい」など、前向きな意見が多く聞かれました。

情報交換会の説明については、以上となります。

○会長

はい、それではただいまの部分につきまして、ご意見ご質問等ございませんか。

参考になるかどうかわかりませんが、ある県の場合は行政というより、ケアマネさんと相談支援専門員さんが一緒の場所で議論したりしている。そうすると、例えば高齢障がい者という言葉一つをとってみても、あるいは自立という考え方をとってみても、ケアマネさんと障がい領域の相談支援専門員さんが同じ言葉を使っているが全然違う意図で喋っているかみ合わないというところもある。今回のこの府の情報交換会をもとに、先ほどお話のありましたその市として、市内のケアマネさんと相談支援専門員さんの連携の場を着手していただけるといいかなと思っております。

ありがとうございました。

○会長

それでは、続きまして資料 1 の最後になりますが、市町村の申請に基づいてアドバイザー派遣を実施されておりますので、事務局から説明の方よろしくお願いたします。

○事務局

大阪府障がい者自立相談支援センターでございます。

8 ページをご覧ください。市町村からの申請に基づくアドバイザー派遣につきまして、高槻市への派遣をご報告いたします。

高槻市からは、市内でのグループスーパービジョン実施に向け、アドバイザーから助言をいただきたいという内容で申し込みを受理し、令和 4 年度から継続して派遣を実施してまいりました。今年度は市内のグループスーパービジョン実施に向け、その運営やファシリテーション等について、市自立支援協議会相談支援連絡会議のメンバーへアドバイザーより助言を行っていただきました。

その結果、令和 5 年 10 月に初回の高槻市グループスーパービジョンを実施しております。高槻市としては、今後もグループスーパービジョンを実施していきたいとの意向を受け、次年度につきましては、市が令和 7 年度から自立した運営ができるよう、今年度のフォローを行うという位置づけで、派遣を実施していく予定です。

以上になります。

○会長

はい、ありがとうございました。

それでは、全体を通して資料 1 につきましてご意見ご質問がございましたら、頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

○会長

まだまだご意見があろうかと思いますが、また最後の時間が余りましたら、資料 1 についても取り上げたいと思います。

時間の制約もございますので、次の議題の方に移らせていただきたいと思います。

通常ですと部会報告に流れていきますが、この部会報告に入ります前に、昨年度協議会として意見をまとめました「地域における障がい者等への支援体制について」事務局より説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局

昨年度の本協議会において、地域全体で障がい者を支える仕組みの構築について議論いただき、提言を取りまとめていただきました。本提言を踏まえ、入所希望者を含めた地域移行への働きかけが重要との認識から、施設入所の待機者に関する実態調査を実施し、その調査結果等を踏まえ、このあと説明する事業を中心に、来年度以降の府の取り組みを実施する予定です。

資料 2-1 をご覧ください。まず初めに「令和 5 年度施設入所の待機者に関する実態調査について」をご説明します。先ほどお伝えしたように、この調査は、本協議会からの提言「地域における障がい者等への支援体制」を踏まえ、実施したものととなります。

障がい者本人や介護者の状態、地域生活への移行の可能性、市町村における地域移行への取組み等の調査を行うことにより、待機者や地域における相談体制の実態を把握し、地域移行推進に向けた今後の方策を検討することを目的としています。

資料右上にある調査結果の概要としましては、大阪市を除く府内の待機者が 1,077 人。うち平成 29 年度からの待機者は 620 人。待機者 1,077 人のうち、地域生活の継続の可能性について検討したのは約 54%の 579 人でした。

また、本人への地域移行の説明及び意向確認を行ったのは約 22%の 240 人、家族への地域移行の説明及び意向確認を行ったのは約 30%の 322 人でした。

次のページをご覧ください。今、ご説明しました調査結果から、本人や家族、施設や地域の事業所等において、入所施設の役割や地域移行のイメージ、地域生活の継続の可能性の検

討といった、地域生活推進に向けた認識の形成と共有がまだまだされていないこと、そして、施設入所を希望される背景には、地域生活推進に向けて地域全体で支えていくための、支援者間の連携を通じた、地域の一体的な支援体制が十分には整備されていないことが、課題としてあると考えています。

こういった課題の解決に向けての必要な働きかけとして、まずは市町村への働きかけが必要だと考えられます。具体的には、地域生活継続の検討や本人への意向確認の徹底による入所の必要性の精査や、自立支援協議会等を活用した待機者に関する検討になります。

また、入所の必要性が精査された方が施設に入所し、地域移行していく、そして、次の待機者が施設に入所するといった循環を進めるための、施設等への働きかけが必要となります。こちらは、入所者への地域移行の動機づけ支援及び意向確認の徹底や、一定の高度かつ集中的な支援による施設の入退所の循環、また、施設だけでなく、地域の事業所等と連携してチームで支援していくための、ネットワークの構築があります。

さらに、地域生活を推進していくために必要となるのが、地域の社会資源整備が必要です。こちらは、重度障がい者に対応できるグループホーム等の整備や、地域の支援者の支援力の向上があります。

こういった働きかけを行っていくために、その下の段にありますように、取組みとして、相談支援体制の充実・強化や、施設や地域の事業所等のハード・ソフトの基盤整備を進めていきます。

1つ目にあります、地域生活促進アセスメント事業は、市町村における相談支援体制の充実・強化として取り組むもので、詳細は参考資料①に掲載しております。事業概要としては、各圏域から選定した地域生活促進パートナーと協働して、待機者の地域生活継続や施設入所者の退所を促進するアセスメントシート等の相談支援ツールを作成し、市町村や事業所へ普及していくという3年間の事業になります。こちらは、後ほど報告があります、ケアマネジメント推進部会の中でも議論されています。

2つ目にあります、大阪府版強度行動障がい専門支援モデル普及事業は、強度行動障がいへの専門的な支援力を向上するため、府立砂川厚生福祉センターで開発した支援モデルを府内の事業所に普及するというもので、詳細は参考資料②の資料に掲載しております。

そして、3つ目の地域生活推進啓発事業費補助金は、府内で法人格を持ち、重度障がい者の専門的支援に精通し、かつ府内で地域生活の推進に寄与する活動等を行っている営利を目的としない事業所や団体等の地域生活推進の取組みに補助するというもので、詳細は参考資料③の資料に掲載しております。

内容としては、地域生活の継続や地域移行といった地域生活推進の理念の啓発と具体的にそれを進める手法を検討する事業になります。行政主導ではなく、積極的に取り組む事業所、団体等を支援することで、府内の地域生活推進の機運上昇、底上げを図りたいと考えています。

最後に4つ目の、重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金は、地域移行をより

推進していく観点から、重度障がい者の地域生活を支援するグループホーム、短期入所事業所を拡充するため、事業者に対して、受入れに必要な環境整備に係る費用を助成するため、令和5年度から実施している継続事業となりますが、令和6年度は今年度より予算額を増額して事業を実施する予定です。

3つ目、4つ目は、後ほど報告があります、地域支援推進部会基盤整備促進ワーキンググループの中で議論されています。

最後一番下の部分になります。第5次大阪府障がい者計画への位置づけとしても、今年度は計画期間の中間の年にあたり、必要な見直しを行いました。具体的には、地域における障がい者等への支援体制の再構築に向けた提言を踏まえ、地域移行の促進や地域生活の継続を支援するため、市町村における相談支援体制の充実・強化や地域移行に向けた認識の形成と共有、地域の社会資源と人材の確保など地域での支援体制の整備を図っていくこと等を追記しております。

資料2-1の説明は以上となります。

○会長

はい、ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご意見ご質問等ございませんでしょうか。

私も調査の数値等に関しましては拝見しました。1枚目は非常に重たい意味を持っておりますが、いかがでしょうか。

サラッと説明いただいた部分がありますけれど、資料2-1の右上の部分ですよね、待機者に対してどういった働きかけをしているかというところで、一番大事な意向確認がまだまだ不十分であるということが一つありますし、あるいは、この資料には詳細は掲載されておりませんが、実は施設への入所というのを、施設こそという積極的な理由でお選びになっているというよりも、どちらかという消極的な選択というか、消去法によってやむなく施設といったような実態があるんじゃないか。こういうことを推測させるような結果でございます。これを踏まえて基盤整備など、府は色々な形で補助金等を出してきているわけですが、いかがでしょうか。

こちらについて、委員の方で何か補足ございますか。

○委員

はい。ワーキングの方でも議論をさせていただいた中で、私どもの施設でも、たくさんの待機者がおられますが、施設に待機されている方の意向確認がもうほぼされていないというのは、今ちょうど、この間は新規入所の方がおられたのですが、やはり待機されているときにはもう施設以外考えないということがやっぱり多いです。それはこちら側の説明としても、施設入所して何年かしたらまた地域にチャレンジしましょうねという話をしても、そん

なことは親御さん自体がもう考えていられないという現状がまずあるので、先ほど会長がおっしゃったように積極的に待たれているというよりかは、もう終のすみかというイメージがまだまだ抜けていないところがあって、それを待っている方たちが多い。

少し違うケースになりますが、あとでお話しようと思っていたのですが、うちはグループホームもあるんですけど、グループホームに移行していただきたいなと思っても、親御さんがまず反対されるという方もおられます。とにかく入所施設の安全神話が非常に強くて、それを待っておられる方、それから今おられる方、皆さんそうだと思っておるんですけど、施設の安全神話というのは僕の中でどこまで信頼できるのか、自分の法人がある中でなかなか言えない部分もありますけれども。

本当は後で言おうと思った話なので少しずれますが、グループホームに入居したいと言われる方でも、1人で生活できるという人がおられるわけです。そういう方がグループホームに入ると、我々社会福祉法人が重度の方も対応できますよという手厚い支援をしているグループホームは断りにくいので、相談員さんもぜひともと言っていただくので、当然入居されるわけです。

こちらとしてはアセスメントのときに必ず「いやいやチャレンジしましょう」と言うのですが、親御さんはもうそんな気は毛頭ない。

ただやはりそういう中で、先ほどの1番目の議題と一緒になんですけれど、地域の中で、当然これから親御さんが亡くなる、支援者がいなくなるというのは把握しているのに、そういう説明がされてきていない。

だからこそ、今から準備しましょうよという話を事業所に来てされても、親御さんの意識形成がされてしまっているんで、もう手遅れになっている。入所しかない、グループホームしかない、“しかない”という論調がやはりまだまだ強くて、それを変えていくために、こういう新しい事業を考えていかないといけないところに来ているんだなと思います。我々ができることが、何かできるかわからないですけど、入所施設の施設長とグループホームの管理者は今まで経験してきていますので、そういう意味でもやはり入口の部分で行政所管の説明も必要ですし、なおかつ親御さんたちにもっと情報がないと。やはり安心したいという思いはみんな一緒なので、それを我々民間の法人もできてないのだなということを痛感しているところがあります。そういう意味では、どんどんと色々な事業をもっともっと見える化、見せる化しないといけない部分もあるのかなと思っているところです。少し答えと違う部分もありますが、以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。地域生活のイメージとか、可能性という部分がどれだけ情報として、ご利用者さんも、もっと言えばご家族の方に行き渡っているかというところ、非常に大事な発言を頂戴したような気がします。

他、いかがですか。

○委員

はい。感想的な、意見的なところなんですけれども、資料 2-1 の調査の概要を見せていただくと、やはり障がいの程度が区分 5 や 6 や行動関連項目の点数が高い、いわゆる重度な方で、年齢がかなり上がってきた方、あとは主な介護者の方がかなり高齢になってきて、在宅で暮らすのがしんどくなってきて施設入所を待っているというような形が見えてくるのかなと思いました。

現時点で、この方たちの地域での生活の継続や、入所した後の地域移行をまた考えるということももちろん大事なのかなと思いますが、やはり在宅で家族と暮らしている方が、保護者の方が高齢になるまでそのまま在宅でずっと暮らし続けるのではなくて、障がいのある方自身が 20 代や 30 代とか比較的若くて主な介護者である保護者の方も元気うちに色々な新しいことを取り入れることができるうちに、例えばグループホーム等の生活を体験していただいたりとか、移行していただくことで障がいのある方が 30 代、40 代、50 代になったときにも施設入所ではなくて、地域でどうにか生活していけるんだということが、保護者の方も含めて、経験的にわかっている状況というのを作っていかないといけないと思いました。今待っている人に、委員がおっしゃっていたように待っていてもなかなか入れないかもしれないし、入ったとしても地域移行もあるしということをお伝えしたとしても、なかなか進まないかなと思います。そのため、今 20 代の方や高等部を卒業するくらいの方が今後、施設入所ということを考えなくても済むように 20 年 30 年ぐらい先を見越したようなプランを立てたり、支援をするということも必要かなということはこの調査から思いました。

以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。

府の計画を全て暗記しているわけではないのですが、今委員がおっしゃられた部分は、きっと親亡き後ではなくて、親がいる間からの支援をどうするのか、そこまで踏み込んでいくというのが非常に大事かなと思います。

そのときは、今回の報酬改定で、おそらく児童に関しては家族に対しての相談支援の働きかけというのが結構クローズアップされていますけれど、成人の部分はまだやっぱりご家族の方にも働きかけをするというようなところがやや弱いというところもあるかと思います。なので、このあたりは、今後国の制度待ちになるのか、あるいは府あるいは市町あるいは自立支援協議会で検討すべきことなのかというのは、引き続き注視していければと思っています。

他、いかがですか。

○委員

よろしくお願いします。

この資料 2-1 待機者の実態調査というしっかりとした根拠を基に、どのように進めていくかというところで、参考資料の 1 です。

先ほどの委員の皆様からのご意見が出ていますように、なかなかそういった情報提供であったり家族さんの思いであったりそういった理解の部分です。それをこの事業を通して、相談支援の方であったり、市町村の方のそういった地域移行を推進するための強化というのも、参考資料の 1 で出しているというのはそういった面でもありがたいなと思っております。

あと参考資料の 3 で、とはいえやはり受け入れ先のグループホームの体制の強化ということで、先ほどもご紹介がありましたが、大変重い障がいのある方であったり、年配の方ということで非常に緊急度が高い方の待機者が多いということもあるんですけども、なかなか障がいの重い方を受け入れるグループホームの体制が難しいということもありますので、それを強化したような事業も考えていただいたということですね。

民間の方で、強度行動障がいの方であったり重度の方を受け入れるにしても、人材の育成であったり体制の整備も大切なのですが、やはり環境というのがすごく大事になってくる部分があります。それに対して資料の 4 番でしょうか。整備事業、多分これは 1 件につき 180 万円で 12 件ぐらいの予算を取っていただいていると思うのですが、これはグループホームでそういった方々を受け入れる際の環境を整備する際には非常に心強い事業になっていると思っております。

そうは言っても非常に支援が難しい方々もいらっしゃることを参考資料の 2 でしょうか。いぶきモデル、強度行動障がい専門支援モデルというところでこちらを活用してということなんですけれど、そういった非常に支援が難しい状態になっている方に対して、国の方でも集中支援ということが今回報酬改定でも出てきているのですが、その集中支援をどのように進めていくかというのがまだ国の方でも示されていないのですが、大阪府として先行してこういった形で支援モデルが出てきているということは、非常にいいことだと思っております。私は普段からそういった方々に関わらせていただいているんですけども、こういった事業が、それも結構網羅されて繋がりのある事業としてご提案いただいているということは非常にありがたいと思っておりますし、しっかりと成果が出ていくようになるのは時間がかかるとは思いますが、大阪府の皆さんと、民間の事業所と一緒に取り組んでいけたらと思っております。

意見というか決意表明みたいな感じになりましたが、以上になります。

○会長

ありがとうございました。強度行動障がいについては、各都道府県ごとにカラーが出ているようでして、でも大事なのはいつまでも A さん、それから B さんあるいは C さんのよう

な限られた施設だけではなくて、その各圏域にパイロット施設というかモデルになるような部分が作り上げられていくというのが非常に大事なかなと思います。

他はいかがですか。

時間の関係もありますので、次にいかせていただいてもよろしいですか。

私から要望としてはこの実態調査、今回市町に初めて調査をされておられると思いますが、可能であれば毎年度こういった調査をしていただければと思います。回答される市町の方あるいはその集計される府の方には負担になりますが、この調査を通じて市町村に地域生活の検討や説明が必要との意識づけというのも図られるかと思いますが、可能な限り毎年あるいはその隔年でも結構ですけれども、こういう働きかけというのをお願いしたいと思います。

あと1点は、基盤整備にずっと着目されていますが、これはおそらく市町村の責務になると思いますが、最後の最後に背中を押すというのはやっぱり地域住民の理解も大事だと思います。基盤整備しようとするのですが、地域住民がNO というのがやはり未だに残っているというのは聞きますので、こういう住民の方のいわゆる共生社会に向けた理解啓発ですね。これを市町村において取り組んでいただけるようお願いしたいと思っております。

それでは次の議題の方に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし

○会長

それでは議題の2つ目、各部会の活動報告につきまして、今度は資料2-2に沿いましてこれは各部会長から順にご説明をお願いしたいと思います。その際には、事務局から説明がありましたように、本日もご報告いただく部会の活動報告の中でも、取り組み予定、この事業の補足等を報告いただければと思います。

ではまず、順番に従いましてケアマネジメント推進部会につきまして、こちら部会長から説明をよろしくお願いたします。

○委員

ケアマネジメント推進部会から報告します。

よろしくお願いたします。

資料2-2を見ていただきますと今年度は2回実施をしております。令和5年6月1日開催時においては、昨年夏に、市町村の障がい者相談支援体制充実強化に向けた提言というものに向けた議論を行って、この自立支援協議会の方にもご報告をさせていただいております。

第2回は2月6日に開催をしております、一つは主任相談支援専門員の役割につい

て、令和元年度に本部会で策定した大阪府相談支援専門員人材育成ビジョンに主任相談支援専門員の役割を記載していくということで議論を行っております。大阪府下におきましても主任相談支援員の位置づけというのが色々な形で位置づけを行われておりますので、それぞれの地域に即した役割の整理ということで今も議論を継続しているということで令和6年度の議論としても継続の内容となっております。

二つ目は先ほどから、資料として出されております地域生活促進アセスメント事業についても部会内での合意ということを行っております。

先ほど見ていただきましたように参考資料1ですが、待機者が1,077名いるということでこれは大阪市を除くということになっておりますので、大阪市を入れるとまた更に待機者の方たちが多くいらっしゃるということになります。

既に、ある市町村では、基幹相談支援センターを通じてこういった待機者の方に対する聞き取りを行っている市も出ております。そういったことを一つの形にするためにも、先ほど説明にあったように、この地域生活促進アセスメント事業というものを府の方から行っていただくということになっております。参考資料の中段に書いていますように、府が各圏域から選抜された地域生活促進パートナーというものを8名設定しまして、この方によってマニュアルであったりツールの作成をしていただくということを予定しております。具体的な業務内容は、先ほどもご説明がありましたように、一つは待機者のうち地域生活が継続できる方、そういったものの支援とかツールというものを作成していくと、もう一つは施設入所者の対象を促進するための相談支援ツールの作成。三つ目は、強度行動障がいに関する支援体制の整備、四つ目は地域生活支援拠点との連携、自立協議会を活用した検討ということでこういったツール、マニュアルをこの8名の方が相談支援部会の中にワーキングという形で設定させていただいて、月2回程度で検討を行っていくということを予定しております。

三つ目ですが、ケアマネジメント推進部会の運営要綱の改正ということでワーキングの設定を、運営要綱の中に入れるということを行っております。

来年度は、今申しましたように主任相談支援の役割について継続的に議論を行っていくということを予定しております。

また報酬改定などもありますし、国の方から相談支援および自立支援協議会のあり方運営マニュアルというのが4月に出されると聞いておりますので、そちらを踏まえた議論を行っていこうと思っております。

また、先ほど見ていただいた地域生活促進アセスメント事業というものを確実に、形にしていくということを行っていきたいと思っております。

以上、ケアマネジメント推進部会のご報告とさせていただきます。

○会長

はい、ありがとうございました。今回は、部会ごとにご質問ご意見を頂戴したいと思いま

すが、ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

マニュアルは、いつ頃というのは難しいでしょうけれど、特に今のところ予定というのはないでしょうか。

○委員

まだこれから。次年度に入ってから動くことになる。

○会長

多分、マニュアルやツールというのは、施設も現在入所者に対して、この令和6年、7年で意向を確認しなさい、指針を作成しなさいというのがあるので、多分施設も喉から手が出るように欲しいのではないかなと思います。

いかがでしょう、他にご質問ご意見大丈夫ですか。

はい。それでは続きまして、高次脳機能障がい相談支援体制連絡調整部会、こちらの活動報告につきまして部会長よりよろしく願いいたします。

○委員

2 ページ目をご覧いただきたいと思いますが、令和5年度の状況について報告をさせていただきます。

今年度の検討テーマといたしまして、高次脳機能障がいのある方が地域で安心して暮らし続けられるよう、各支援機関のネットワークを構築することを目的といたしまして、取り組んでまいりましたが、その内容や今後の方向性について議論をいたしました。

また高次脳機能障がいの診断治療が可能な医療機関の開拓や高次脳機能障がいの理解促進を図るための啓発普及事業の取り組み、それから高次脳機能障がい児、子どもさんの支援の妥当性・方向性について議論をいたしました。

部会の開催状況と進捗状況でございますが、第1回の部会は令和5年9月13日に開催をいたしまして今年度の検討テーマの各取り組みの進捗状況を事務局から報告をいただき、内容の評価や今後の方向性について議論をいたしました。

当日は委員の方から地域支援ネットワークについて、重度の方の受け入れができるよう、生活介護の事業所にも参画いただいた方が良い、あるいは地域支援ネットワークを構築する上で、各地区の自立支援協議会への働きかけが重要といった意見がございました。

第2回部会は、実は明日3月27日に開催予定をいたしておりまして、今年度に地域支援ネットワークの再構築に資する研修を実施した泉州圏域並びに中河内圏域の取り組み状況および次年度は北河内圏域および三島圏域での研修を実施していただく予定のため、その方向性について議論をいたしますとともに、普及啓発の方向性や、あるいは高次脳機能障がいの子どもさんの支援等の取り組みについても議論を行うことといたしております。

次年度につきましても、引き続き同様のテーマで検討していく予定です。
高次脳機能障がい支援相談支援体制連絡連携調整部会の報告は、以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問はいかがでしょうか。

こちらの部会は、おそらく2、3年前だったでしょうか、手引きを作っていたかと思えますが、他府県の私の活動の方では非常に重宝させていただいております。引き続き、もしよろしければまた事業者の方や団体の方に紹介させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

他、ご意見ご質問大丈夫でしょうか。

はい。それでは、続きまして就労支援部会の活動報告でございますが、部会長より説明をお願いいたします。

○委員

就労支援部会の方からの報告です。

資料は3ページの真ん中辺りのところからですが、第2回就労支援部会を3月19日に、部会の下にあります工賃向上委員会が第2回を1月15日、第3回を3月21日に開催しています。

第2回就労支援部会につきましては、資料に書いてあります認定基準の改正、同法に基づく認定について議論をしました。それと次年度以降の取り組みについて審議をしております。

工賃向上委員会については、第2回のところで就労継続支援優良取組表彰の対象の選定の審議を行いました。第3回については令和6年度から令和8年度にかけて行われます次期工賃向上計画の策定について審議をしています。

資料の一番下の左側にあります令和5年度の検討結果としましては、就労支援部会では第5次障がい者計画に掲げる一般就労への移行者数の増加の実現に向けて検討を行い、様々な意見や課題の提起がありました。

工賃向上委員会につきましては、次期工賃向上計画の見直しおよび優良取組表彰の実施に関しまして、ご意見を色々いただいております。

次年度以降の検討項目については資料の右下のところに記載しておりますので、ご覧いただけたらと思います。報告は以上です。

○会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見ご質問ございましたら、よろしくお願ひします。いかがでしょうか。

現在、原材料費が高騰したりして、なかなか工賃を上げたくとも上げられないなど、そのような声はあつたりしますか。

○委員

そのような状況なのかなと思いますが、まだ現場からの声という形では、この委員会の中、部会の中では情報としてはまだきっちりした形で上がってきてはいません。

ただ、工賃としてはやっぱり大阪は低い状況ですし、さらに物価の高騰であるとか社会情勢が現在、大きく経済的な状況が変化しつつあるところですので、その辺りも注視しながら進めていかなければいけないという話はしております。

○会長

はい、ありがとうございます。ある県の場合ですが、圏域単位で見えていくと工賃が都市部は低いですね。周辺に行くと、農林関係など第一次生産関係の部分をしている事業所は、比較的これまでは高かったんですけど、どうも聞きますと、肥料とかがやはり物価の高騰の影響を受けて、利幅が少なくなってきたりして非常に苦慮されているという話はよく聞きました。

他、いかがでしょうか。

それでは、続きまして障がい者虐待防止推進部会ですが、部会長がご欠席でございますので、事務局から代わって説明をお願いできますでしょうか。

○事務局

部会長は本日ご欠席ですので、事務局障がい福祉企画課から報告させていただきます。

障がい者虐待防止部会については4ページをご覧ください。

今年度は令和6年2月13日に開催しました。

部会の検討テーマを三つ挙げさせていただいておりますが、特に2点目、3点目に重点を置いて、部会で検討していただいております。

本部会は、障害者虐待防止法第39条の都道府県における関係機関との連携協力体制の整備の趣旨を踏まえ、設置しているため、大阪の障がい者虐待の対応状況の概要と取り組みについて報告を行いますが、大阪府・市町村・関係機関の連携強化方策などについても議論が深まるような工夫を検討して開催しております。

次の令和5年度の開催実績および検討内容についてですが、検討内容として大きく2点書いております。

(1)は、大阪府からの取り組み報告と、守口市から取り組み報告をしていただきました。府の取り組みとしては、令和5年度の施策を報告するとともに、今年度は国調査の結果が

令和5年12月20日に公表されたことから、最新のデータである令和4年度の大阪府の状況と虐待対応の取り組みを報告しました。

守口市の報告ではレビュー会議という虐待ケース進捗管理会議に、大学教授や関係機関、市に所属している弁護士などをメンバーに入れて第三者からの意見を取り入れているという、他市町村にはない取り組みを行っておりました。

検討内容(2)は、部会の委員の皆様からの虐待防止に向けたネットワークの関係機関としての観点から、それぞれの所属する組織の取り組みを中心にご説明やご確認をいただきました。

委員の皆様からいただいた意見としては記載している通りでございます。

令和5年度の検討結果の項目については、市町村間の虐待対応力の差と虐待防止ネットワークの整備推進が課題としており、市町村の虐待対応力の向上と虐待防止ネットワークの整備推進の取り組みをそれぞれ大阪府の主な活動としてまとめております。

次年度の検討項目のところですが、1点目は、先ほども触れました法第39条の趣旨を踏まえ、関係機関の連携強化などについて議論を深めるよう工夫をしていきたいと考えております。

2点目は、次年度は国の提示する虐待防止研修のカリキュラムを活用しながら、府独自の研修も取り入れて市町村の対応力向上のため、オール大阪での検討を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

昨年12月の報告では、とうとう障がい者支援施設ではなく、グループホームが虐待件数の割合がトップに躍り出るなど、非常に大きな転換があったわけですがけれども、ただいまの説明につきましてご意見ご質問いかがでしょうか。

資料にもありますが、大阪府が、警察からの通報が非常に多いのは、悪い意味ではなくて非常に評価すべき点ですが、逆に市町村の担当の方の負担になっているというのもまた聞きます。こういった辺りも引き続き部会の方で注視をしていただければと思います。

他、いかがですか。

それでは、続きまして地域支援推進部会になりますが、こちらは私が部会長の兼任をさせていただいておりますので、私の方から説明をさせていただければと思います。

それでは地域支援推進部会の取り組み状況でございますが、まず精神障がい者地域移行推進ワーキンググループでは、府における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム、この現状であるとか、あるいは大阪府の長期入院精神障がい者退院支援強化事業、この実施状況等につきまして、基盤整備促進ワーキンググループでは、地域生活の継続および障がい者支援施設からの地域移行に向けた施策の方向性についてそれぞれ検討を行っております。

検討内容と状況でございますが、まず精神障がい者地域移行推進ワーキンググループでは8月の第1回会議で現状を報告いたしまして、個別支援から見えてきた課題について集約を行う。その中でケアマネジメントを一体誰が担うのか、あるいは家族全体への支援について、さらには住まいの確保、こういった課題が挙げられております。

2月の第2回では地域支援者を招聘しまして実践報告、そして課題に対する一つの対応として、これを共有しております。

地域移行に結びつくまでの潜在的なニーズの把握、あるいは限られた資源や人員の中で支援体制構築、これは課題ではございますが、その中で好事例を共有していくということは非常に有意義であったと聞いております。

来年度以降も引き続き、退院支援に関する事業を実施しまして、好事例を一つでも多く共有していく、あるいは横展開をしていくということを継続していく予定と聞いております。

続きまして、基盤整備促進ワーキンググループでは8月の第1回におきまして、昨年度この自立支援協議会より発出されました提言「地域における障がい者等への支援体制について」、この報告を踏まえて入所時、入所中等の地域移行に向けた働きかけ、あるいは障がい者支援施設等の支援環境の整備、さらには地域生活支援拠点等の充実強化、この三つの項目について、現状報告、そして施策の方向性について議論いたしました。重度化、あるいは高齢化する障がい者の地域生活の推進に向けましては、この障がい領域だけではなく、いわゆる老人福祉施設を含めました高齢者施設、さらには医療の必要性等も考慮して、医療機関等を含めて、やはりその地域の社会資源と連携したネットワークづくり、開かれたネットワークという部分が必要ではないかという意見が出されております。

2月の第2回では、府が8月に先ほど説明もありましたが、実施していただきました待機者調査の結果も踏まえまして、令和6年度から実施いたしますが、地域生活推進啓発事業費補助金、これをどういった建て付けにするのかといったような方向性について議論し、ご本人・ご家族や事業所の職員等が、地域生活をイメージしていくためにはこのグループホームの体験利用だけではなく、普段のその地域での生活に触れる機会、更に言えばこれまでもこの会議で意見がありましたが、やはり情報発信が重要であるという意見が出されております。

地域生活の推進におきましては、障がい者本人の意思決定による地域生活の選択の重要性、これを踏まえた上で地域の事業所、行政等が全体として、連携して事業を進めていく。これが必要であるということを改めて確認しまして、次年度も引き続き実態調査の項目、さらには新規事業の次の展開、来年度から始まります事業も含めまして次の展開という部分を検討していく予定としております。

地域支援推進部会の取り組み状況は以上でございますが、皆様方からのご意見ご質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

いかがでしょうか。

それでは、続きまして発達障がい児者支援体制整備検討部会、こちらにつきまして部長より説明をよろしくお願いいたします。

○委員

それでは、発達障がい児者支援体制整備検討部会から報告させていただきます。

まず部会の検討テーマ、令和 5 年度中の到達目標ですが、まず発達障がい児者支援施策というのは第 5 次障がい者計画に基づき推進しているところですが、今年度障がい者計画は中間見直しを行う予定とされていることから、今年度の発達障がい児者支援体制整備検討部会においては、政策的に実施している初診待機解消、それから地域支援力向上事業等の取り組みについて今後の方向性について検討するというを行いました。

また大阪府独自に持っているこの府内 6 ヶ所に発達支援拠点というものがありますが、これともう一方で令和 6 年度、この改正児童福祉法の施行にあたって、この発達支援拠点と、それから児童発達支援センターの相互の役割を整理して、効果的な連携体制というものを検討いたしました。そして、ここまでは到達目標です。

令和 5 年度の開催実績および検討内容の検討結果ですが、6 ページを見ていただいている通り、まず今年度の部会の開催実績については 9 月 14 日に第 1 回の部会を開催し、この発達支援拠点と児童発達支援センターの連携体制の検討を行うとともに、初診待機解消や地域支援力向上事業等の取り組みについて、次年度の方向性というところを検討いたしました。

そして第 2 回については、2 月 29 日に開催し、第 6 期障がい福祉計画および第 2 期障がい児福祉計画の期間中における取り組み状況の報告および市町村における取り組み状況の報告を行い、各取り組みにおける課題や今後検討していくべき事項について検討いたしました。

なお、部会のもとに設置しております子どもワーキング、それから成人ワーキングにつきましては、記載の通り、7 月 28 日、8 月 30 日に開催しております。これを受けて 2 月 29 日の部会に反映させたということです。

それで、部会およびワーキンググループ委員から寄せられた主な意見につきましては、こちらの資料に記載されている通りということでございます。

これらを受けて次年度の検討項目予定でございますが、次年度の検討予定は大きく分けて四つございます。

まず一つ目。まず部会において議論を重ねてきた発達支援拠点および発達障がい者支援センターのあり方について、今後本格的な検討に入るということですが、1 年かけてやってきておりますが、ここをさらにきちっとそれぞれの機能を分けよう、連携しようということ。

それで、二つ目は国において 1 ヶ月健診および 5 歳児健診の支援というものが出されました。これらを踏まえて、乳幼児健診等で見つけられた発達特性のある子どもの支援スキー

ムについて議論していこうということになっております。

続けて三つ目です。三つ目は、初診待機期間の解消を目指した事業の一環として、各圏域において構築している医療機関ネットワークに登録している発達障がいの専門医療機関について、現状を踏まえた課題の整理を行いたいと思っています。

最後四つ目ですが、発達障がい者およびその可能性のある方の相談支援体制のあり方について、現状分析し、どのように取り組んでいくかを議論してまいります。

以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。いかがですか。資料にもあります通り福祉だけではない、むしろ医療や心理との連携であったり、あるいはその親御さん、そういった部分への働きかけも発達障がいの場合には非常に大事になってくるかなというふうに読み取れる報告かと思えます。

いかがですか。

それでは部会報告、最後になります。医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会、こちらにつきまして部会長よりご報告をお願いいたします。

○委員

よろしくお願いたします。7ページをご覧ください。

令和5年度の実績につきましては、第1回の部会を昨年12月に開催いたしました。医療的ケア児支援センターの上半期の活動状況の報告の後、センターと各支援機関との連携のあり方などの検討をいたしました。

また、重症心身障がい児者のニーズや医療型短期入所サービス事業者の実態把握のための調査について調査項目などの検討を行いました。

主な委員の意見としましては、支援センターが主催する連携会議に支援機関からの更なる参加が必要ではないか。また、実態把握調査においては、今回設問化されていない動ける医療的ケア児や、福祉型短期入所事業所も対象に含んで調査を行う必要があるのではという意見がありました。

第2回の部会は今年の3月に開催をいたしました。支援センターの令和6年度に取り組む内容や第1回に引き続き実態把握調査の検討を行いました。

委員からは、実態調査を依頼する際に調査結果をホームページに載せるなどフィードバックについてもコメントをつけておけば、回答率も上がるのではないかという意見や、動ける医療的ケア児については、どのようにしたら実態を見つけることができるのかなどの意見がありました。

5年度の検討結果といたしましては、医療的ケア児支援センターの取り組みや支援機関との関わりについてご意見をいただきました。また重症心身障がい児者のニーズの把握のための調査や医療型短期入所の実態把握のための調査を実施することを決定いたしました。

次年度の検討項目につきましては、今後の医療的ケア児支援センターの取り組みに関することや、重症心身障がい児者や医療型短期入所の実態把握調査の結果について検討をしていく予定としております。以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

動ける重心児者については、昔からの課題ですがこの辺り何か補足等ございませんでしょうか。

○委員

そうですね。やはり色々なアンケートを実施する中で、以前からの経過の比較という意味で以前にされたアンケートを土台にして、ほぼ同じような質問項目でのアンケートが多かったところですが、しかし、やはり今おっしゃられたような動ける重症心身障がい児者というのが非常に問題になってきているので、それを何とか組み入れてできないかということで、とりあえず、そういう動ける重症心身障がい児者がいますかというような質問を一つ入れてみたりしてはいますが、次年度にもう少しそれを中心にしたような何か調査というものをしていけないといけないというご意見をいただいています。また、逆にどうやらそういう人たちの実態を捉えることができるのかというそのあたりの難しさというか、レセプトから見るといろいろなご意見をいただきますが、なかなかそんなにうまく拾えるのかどうかということがやはり今後の問題だと思いますので、もし何か良いご意見ありましたら教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○会長

はい。ありがとうございました。

実際、今度把握した後、入所施設あるいは事業所で他の医療的ケアの方あるいは受診の方と当然同じプログラムで支援ができないといった現場でもなにか非常に困難さを感じているという声は兵庫県でも聞いたことがございます。

他、皆様方からご意見ご質問いかがでしょうか。

はい、委員よろしくをお願いします。

○委員

全般的なことでもいいでしょうか。

大変充実したご報告をいただいたと思います。

特にこの自立支援協議会で報告書を出しましたことが、予算化されて、新年度その新しい事業になるというのはとても励みになるなという感想です。

ただその一方で、毎回言いますが、障がい者の課題はたくさんありまして、こうやって部会構成をしていただいている部分、要はまだ焦点が当たっていないことが多々あるかと思っています。

この自立支援協議会の役割は、そういった課題を抽出するというような役割が多分あるんだろうと思いますが、これがなかなかこの会議で実現していないと私は思っています。

そういう意味で言いますと、やはり優先順位があるし、やりやすいものからやっていくというのは当然なんですけども、こういった課題があるんだよということをぜひリストアップをこの協議会の中でやっていただいたらと思います。

例えば、この4月から児童福祉法が改正されまして、障がい児の療育システムが大きく変わると思います。視覚障がい、難聴、肢体不自由、知的障がいと、非常に数の多いところの、障がいの療育システムについての検討はぜひ必要だと私は思います。

それから、家族への支援。親や兄弟、障がい児を抱えるあるいは障がい者と一緒に暮らす、家族やその兄弟への支援の仕組み、これがなかなか議論の俎上に上がってこないと思います。

また現場の障がい者の事業所では、大変人手不足です。その人手不足をどう解消したらいいのかということをおも市町村の会議に出ますと、色々なところから本当に切実に聞こえます。要はこの4月から報酬額は変わりますけれども、あんなものではとても対応できないという声を聞きまして、改めてどこかで本当に取り上げないと現場が消滅してしまうんじゃないかなという気がします。

この障がい者の分野にはたくさん課題がありまして、それをせめてこんな課題であるという共有からこの自立支援協議会で始めていただいたらと。着手する順番は色々あるかと思いますが、少なくともこんな課題が残っているよという、そういう問題意識をぜひ共有していただきたいなと思います。

以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。

本当に障がい者施策というか障がいのある方の自己実現なり社会参加ってというのは、単にその障がい福祉領域だけのものではないということから、様々な分野との横断を考えているわけですが、今ご指摘のありました例えば療育システムあるいは家族への支援、人手不足こういったあたり、例えば今後事務局さんの方でもこういった意見が出ている、これはこういう方向性で検討してはどうか、あるいはそれはもう自立支援協議会に投げさせていただいて、この協議会の中で一定の結論を出してくれというようなそうい

う形で投げただけだと思います。

今出たのは、療育システム、家族への支援、人手不足でよろしかったでしょうか。

○委員

これはあくまでも例示でありまして、多分皆さん方も意識をされていると思いますし、まだまだあると思います。

○会長

もし他の委員で、こういうことも将来的には議題として意見交換したいというものがございましたら、意見票等で提出いただければと思います。私なりにざっと例示をお聞きした中で、考えるものとしては 2 点目の家族支援、それから人手不足というのはおそらくこれは障がい領域にとどまらない、もっと普遍的な課題ではないかなと。

この辺りは、例えば府あるいは市町の地域福祉なり、その重層的な支援体制、この一つとして、取り上げていくのも一つの手かなと思っています。その中に障がいならではの特有の事情という部分をできるだけ反映するといった方法も考えられようかとは思いますが。委員がおっしゃるようにやりやすいものから手をつけていくという視点とともに、おそらくこの府の部会構成などはより喫緊の課題というか早急に取り組みがなければならないという部分で、部会構成もされておられるかと思しますので、おそらくその中に委員を始め、皆様方からの意見で、新たな検討を立てていくのかといった部分は今後の課題になってこようかと思えます。

ありがとうございました。

それと少し関連するわけですけど、前回、複数の委員の皆様方から強度行動障がいについてはこの協議会で議論し、実質的に前に進んだと思うけれども、この強度行動障がいを支援する人材についてはもう少しきめ細かく検討する必要がある。従って強度行動障がいの支援部会を検討していただきたいと思うという意見がございましたけれども、この件に関しまして事務局から補足の説明がありましたら、よろしく願いいたします。

○事務局

はい。地域生活支援課です。

強度行動障がいに関しましては幅広く議論が必要と考えておりまして、こういった協議会の場であったり、これまでも各部会での検討テーマに関連してご議論をさせていただいてきたと認識をしております。

例えば権利擁護の観点からは、虐待防止推進部会で議論をされており、地域移行に関しましては、地域支援推進部会といったように、また今年度は協議会から昨年度出された提言を踏まえまして、地域移行をさらに促進していくために、先ほどもありましたように基盤整備の観点からは、地域支援推進部会のワーキンググループにおいて、強度行動障がいを有する

方も含めた障がい者は地域で安心して生活を継続していくための基盤整備について検討がされております。

また市町村の相談支援の観点からは先ほど参考資料 1 でご説明のあった通り、来年度の令和 6 年度から 3 年間事業としまして、ケアマネジメント推進部会にワーキンググループを設置して府内の 8 圏域から相談支援専門員さんを選抜いただいて、その方たちと一緒に地域移行を促進するためのアセスメントシートであったり、相談支援ツールを作成することと併せまして、その地域課題を抽出して、その課題に対応するための地域作りをしていく、そういう役割を担っていらっしゃる相談支援専門員さんの観点から、地域で強度行動障がい有する方を支援するネットワーク体制を整備するための手法であったり、その体制作りのために、地域生活支援拠点との連携、自立支援協議会の活用、そういった方法についても検討を進めるということになっております。

また参考資料 2 でお示した通り、砂川センターいぶきにおいて、令和元年度から外部の専門家も交えて重度かつ支援が困難なある一定層の強度行動障がいの方への支援方法等について検討を重ねてきまして、ようやく今年度末にこれまでの支援に加えて、より専門的で高度な支援を体系化した強度行動障がい専門支援モデルというものが完成しましたので、来年度から地域の支援力向上のために、その支援モデルについても、民間事業所等へ普及していく、そのような事業を行う予定にしております。

既に各部会でこのような強度行動障がい有する方への支援方策について議論されている現状でありますことから、当面の間はその流れを中断させることなく、各部会で強度行動障がい有する方も含めた議論を進め、その議論経過をこういった協議会の場で報告をしていただいて、ご審議をお願いする、このような形で進めたいと考えております。

○会長

はい、ありがとうございました。

今回お示しいただいていますが、参考資料 1 とか 2 は、まさにこれから始まっていくものですので、進捗を見ながら、ご意見に対してなおよはり部会など、そういう形での設置が望ましいのか、それともこのような事業を推進していくことで結果的に、各部会の中でも強度行動障がいの方々への支援というものが充実していくのか、来年度は、二つの事業を特に注視しながらということかと思えます。

ご意見ご質問等、ただいまの事務局の説明につきまして、ございませんでしょうか。

また補助金事業の報告は、来年度以降の自立支援協議会のところでご報告いただくと理解しておいてよろしいでしょうか。

それでは、予定しておりました議題は全て終了いたしました。全体を通して、何でも結構ですけれども、ご意見ご質問等がございましたら頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

人材不足は他府県でも非常に深刻なものがございまして、皆様方の周りの方にも、できれば福祉という食わず嫌いをしないで、ちょっとやってみたらというようなそういう働きかけもお願いできればと思っております。

それでは、私からは以上といたしまして以降の進行は事務局の方にお返しいたします。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○事務局

最後に相談支援の体制整備や人材育成において、国の方である都道府県の市町村支援が重要とのことで、「相談支援業務に関する手引き」や「協議会の設置運営ガイドライン」が示される予定のため、それらを活用して市町村支援が行われるように今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、委員の皆様には闊達なご議論をいただき、誠にありがとうございました。

これもちまして、令和5年度第2回大阪府障がい者自立支援協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

終了